

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (12月27日時点)

▶オミクロン株対応ワクチンは1人1回

オミクロン株対応ワクチンの接種は1人1回です。2回目まで接種済の人は3回目、3回目まで接種済の人は4回目、4回目まで接種済の人は5回目としてオミクロン株対応ワクチンを接種することとなりますが、**現時点ではオミクロン株対応ワクチンを接種後、次の接種は予定されていないため、次回の接種券は送付されません**のでご注意ください。
〈例〉3回目でオミクロン株対応2価ワクチンを接種した人は、4回目接種はありませんので、4回目用の接種券は送付されません。

▶3～5回目接種の接種券を送付

国の方針に基づき、市では次のとおり接種券を送付します。接種券が届いたら、同封の接種対応医療機関一覧を確認の上、前回接種した医療機関等へお申し込みください。

【1月の送付対象など】

次の人には、1月下旬に住民票上の住所へ発送します。2月以降接種可能です。

対象者	接種券	前回接種時期
12歳以上	3～5回目接種券	令和4年11月
5～11歳	3回目接種券	令和4年9月

▼**接種場所** 原則として前回接種した医療機関

■**接種手続きなどに関する相談窓口** 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (☎ 0120-567-745、月～金曜日＝午前9時～午後8時、日曜日・祝日＝午前9時～午後5時、土曜日は休み) / その他の相談…新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (☎ 38-3190 / 1月16日〈月〉から市役所3階から4階に移転)

税の申告を
忘れずに

市民税県民税等の申告の受け付け開始

令和5年度市民税県民税の申告受け付けが始まります。

各出張所地区では1月26日(木)から順次、市役所では2月10日(金)から申告会場を開設します(市役所会場では、2月15日〈水〉までは営業等・農業、不動産収入の申告がない人のみ受け付け可)。郵送での申告は1月16日(月)から受け付けます。

お住まいの地区の申告の日程など、詳しくは本紙と同時配布(市ホームページにも掲載)の「令和5年度市民税県民税申告のお知らせ」をご覧ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために

対面での接触機会を減らすため、市民税県民税の申告は、**自書した申告書をできるだけ郵送で提出するようお願いいたします。**

なお、所得税の確定申告をする人は、市民税県民税の申告は原則不要ですが、一部の人(※)は申告が必要です。

(※) 令和5年1月1日現在、住所は弘前市外にあるが、家屋敷等が弘前市内にある人など。

確定申告書を自宅などから提出する方法は、自

宅のパソコンやスマートフォンから確定申告できる「**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**」(e-Taxの詳細は、国税庁ホームページをご覧ください)のほか、自書した確定申告書または国税庁ホームページで作成・印刷した申告書を税務署へ郵送する、税理士に申告書の作成・提出を依頼するなどの方法もあります。

申告漏れにご注意を

申告が必要なのに申告しないと「未申告」となり、公的医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療制度など)や介護保険、各種制度(障害福祉、児童福祉、公営住宅、教育費支援など)の利用に影響が出たり、負担軽減が受けられなかったりするほか、「所得・課税証明書」が発行できないなどの不利益が生じることがあります。

特に、無収入または非課税収入(遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険、生活保護など)のみの人は、申告漏れがないようご注意ください。

■**問い合わせ・提出先** 市民税課市民税第二・第三係(〒036-8551、上白銀町1の1、市役所2階、☎40-7025、40-7026)

安心を
準備しましょう

合葬墓の生前申込者を公募

市では、多くの人の焼骨を合葬して埋蔵する施設として、合葬墓を運用しています。



亡くなった人の親族等が合葬墓に埋蔵しようとする場合の申請は随時受け付けています。しかし、自身の死後、諸手続きなどを行う親類や身寄りが近くにいないといった声も多く寄せられていることから、合葬墓への生前申込者を公募します。詳細はお問い合わせください。

※合葬墓は市で管理しますが、宗教行事などには行いませんので、永代にわたっての供養を希望する場合には寺院等への相談をお勧めします。

【令和4年度の募集内容】

▼**公募数** 20人

▼**資格要件** 次の全ての要件に該当する人

①現在弘前霊園一般墓地の使用許可を受けていな

市民の意見を
市政に反映

弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会の委員募集

市では、先人から受け継いだ歴史的・文化的資産の維持・向上に努めるとともに、積極的な活用を図り、市民が誇りに思えるまち、来街者にとっても魅力あふれるまちにするため、平成22年2月に歴史まちづくり法に基づく弘前市歴史的風致維持向上計画を策定し、推進しています。

この計画を一層進め、弘前固有の歴史的風致を後世に残すべく、市民の皆さんの意見を反映するため、弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会の委員を募集します。

▼**応募資格** 市内に住所を有する20歳以上の人(市の他の附属機関の委員、市議会議員、市職員(退職者を含む)はご遠慮ください)

▼**募集人員** 2人

▼**募集期限** 1月23日(月・必着)

▼**委員の任期・会議の開催など** 任期は2年間。会議は平日の日中に開催予定

▼**報酬など** 会議出席1回につき、1万円の報酬および交通費を支給

▼**応募方法** 次の事項を記入した応募用紙を、郵

送、持参、ファクスまたはEメール(添付ファイルの容量は1MB程度まで)で提出してください。持参の場合は平日の午前8時30分～午後5時。

①住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・職業・電話番号

②応募理由(志望動機、抱負、歴史的・文化的資産を活用したまちづくりに関する自己PRなど〈400字程度〉)

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市のホームページに掲載しているほか、都市計画課(市役所3階)、岩木・相馬総合支所、各出張所で配布しています。なお、応募用紙は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

▼**選考方法** 選考委員会で選考し、結果を応募者全員に通知するほか、選任された人を委員名簿に記載し、公表します。

▼**受付期間** 1月16日(月)～2月6日(月)の平日、午前8時30分～午後5時

▼**申し込み方法** 応募する人の身分証明書を持参の上、環境課(市役所2階)で直接申し込みをしてください。

▼**使用料** 1人6万円(生前申込者として決定後、申請時に納付してください)
※応募数が公募数を上回った場合は、2月28日(火)に公開抽選で生前申込者を決定します。抽選の詳細は、応募者に事前に通知します。

■**問い合わせ・応募先** 環境課(☎40-7035)

送、持参、ファクスまたはEメール(添付ファイルの容量は1MB程度まで)で提出してください。持参の場合は平日の午前8時30分～午後5時。

①住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・職業・電話番号

②応募理由(志望動機、抱負、歴史的・文化的資産を活用したまちづくりに関する自己PRなど〈400字程度〉)

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市のホームページに掲載しているほか、都市計画課(市役所3階)、岩木・相馬総合支所、各出張所で配布しています。なお、応募用紙は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

▼**選考方法** 選考委員会で選考し、結果を応募者全員に通知するほか、選任された人を委員名簿に記載し、公表します。

▼**受付期間** 1月16日(月)～2月6日(月)の平日、午前8時30分～午後5時

▼**申し込み方法** 応募する人の身分証明書を持参の上、環境課(市役所2階)で直接申し込みをしてください。

▼**使用料** 1人6万円(生前申込者として決定後、申請時に納付してください)
※応募数が公募数を上回った場合は、2月28日(火)に公開抽選で生前申込者を決定します。抽選の詳細は、応募者に事前に通知します。

■**問い合わせ・応募先** 都市計画課(〒036-8551、上白銀町1の1、☎34-3219、ファクス35-3765、Eメールアドレス toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp)